

○田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会規則

平成27年3月25日
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、田原本町附属機関に関する条例（平成26年9月田原本町条例第13号）第2条の規定に基づき、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから田原本町教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 社会教育委員を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 町職員のうち田原本町教育委員会が指名する者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、田原本町教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により自ら会議に出席することができないときは、代理の者（田原本町教育委員会が適当と認める者に限る。）を出席させることができる。この場合において、あらかじめ委員長（委員長が選出されていないときは、田原本町教育委員会）に当該代理の者の氏名等を報告することにより、当該代理の者をもって当該委員の出席とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
（委員以外の者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 委員長が必要と認めるときは、審議事項ごとに部会を設けることができる。
（庶務）

第8条 委員会の庶務は、田原本町教育委員会において処理する。
（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（任期の特例）

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

（招集の特例）

3 この規則の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。